

森林環境税 Q&A

Q 1 森林環境税とは？

A 1 森林は、地球温暖化防止や災害防止等の公益的機能を有し、その整備等に
必要な財源を確保するため、国民皆で協力し合い均等に負担していただく国
税です。

Q 2 納税義務者は？

A 2 1月1日現在、国内に住所を有する個人です。

Q 3 税率は？

A 3 年額 1,000 円です。

Q 4 どのように賦課徴収されるのか？

A 4 1月1日現在、住所を有している市町村が個人住民税と併せて賦課徴収し
ます。

Q 5 新たな税負担が生じるのではないかな？

A 5 平成 26 年度から始まった東日本大震災からの復興を目的として全国的に
実施された防災施策の財源確保による個人住民税均等割引上措置 1,000 円が
令和 5 年度で終了し、令和 6 年度より森林環境税が同額で賦課徴収されるた
め、新たな税負担は生じません。

Q 6 国税なら所得税がかからない人は森林環境税もかからないのかな？

A 6 所得税がかからなくても、個人住民税均等割がかかる場合、森林環境税も
かかります。

Q 7 家屋敷課税の人も対象かな？

A 7 対象外です。

Q 8 森林環境税に非課税はあるのかな？

A 8 ①生活保護法に規定する「生活扶助」を受けている人。②「障害者」「未
成年者」「寡婦」「ひとり親」で前年の合計所得金額が 135 万円以下の人。
③前年の合計所得金額が個人住民税非課税基準以下の人です。

Q 9 森林環境税は具体的にどのように活用されるのかな？

A 9 森林環境税は、その全額を国へ払込み、森林環境譲与税として市町村及び

都道府県に譲与されます。

市町村は間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の推進、普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に、都道府県は森林整備を実施する市町村の支援等に充てることとされています。